

ひがしおおさかしがいこくせきじゅうみんし さくきほんししん  
東大阪市外国籍住民施策基本指針

- ともに暮らせるまちづくりをめざして -

ねん へいせい ねん がつ  
2003年（平成15年）3月

ひがしおおさかし  
東大阪市

# 目次

はじめに	1
基本指針策定の趣旨	2
現状と課題	4
今後の方策	7
1 行政サービスの充実	7
(1) 高齢者福祉	7
(2) 障害者福祉	7
(3) 児童福祉・保育	8
(4) 保健・医療	8
(5) 住宅	9
(6) 防災・救急	10
(7) 雇用・労働	10
(8) 外国人登録業務	11
(9) 総合相談窓口の設置	12
(10) 必要な人へ届く情報提供	12
(11) 外国籍住民の実態把握	13
2 教育・文化の充実	13
(1) 多民族・多文化共生教育	13
(2) 「母国語学級」の充実	14
(3) 帰国・渡日の児童生徒及び保護者への支援	15
(4) 民族学校への支援	15
(5) 留学生への支援	16
3 行政の国際化	16
(1) 外国籍住民の市政参加	16
(2) 地域社会の一員として	17
(3) 社会参加の条件整備	17
(4) 外国籍住民施策に関する職員研修	18
(5) 市職員への採用	18
4 国際化推進の拠点整備	18
(1) 「(仮称)東大阪市国際交流センター」の設置	18
外国籍住民施策推進体制	19
【参考資料】	20
〔外国籍住民施策等に関連する「市議会決議一覧」〕	20
〔用語解説〕	21
〔人口統計〕	22

はじめに

東大阪市の外国人登録数は、2002年（平成14年）12月末現在19,894人と登録人口総数（516,780人）の3.9%を占めている。これは、全国の人口40万人以上の市と比較すると大阪市に次いで2番目に高い外国人登録割合となっている。このうち、韓国・朝鮮籍が16,795人で外国人登録人口の84.4%を占めており、その多くが日本の植民地支配などの歴史的経過を有している。また、中国籍は10.3%となっており中国からの帰国者とその親族がほとんどである。近年では、東南アジアを中心に、就労や研修・実習を目的に渡日する人々が増加の傾向にあり、現在50カ国を超える人々が地域住民として生活を営んでいる。

本市は、1982年（昭和57年）に策定した「東大阪市在日外国人（主として韓国・朝鮮人）の人権に対する基本指針」のなかで「在日韓国・朝鮮人の歴史的背景、ならびに今日的状況を直視して憲法ならびに国際人権規約に則り、外国人を含む全ての市民の基本的な人権が擁護され、あらゆる差別の撤廃を基本に捉え、本市が当面する課題の解決にむかって努力するため、この指針を制定する。」としており、今日まで積極的な施策展開を行ってきた。

また、1991年には日本を訪れる外国人が350万人を超えるまでになり、しかも訪日目的が多様化し、従来の商用や観光目的のほかに、居住のともなう就労や留学を目的とした外国人が多くなった。地域社会では、外国人の受け入れが社会的にも大きな関心を集め、地域の国際化が地方自治体の課題の一つとして浮上しはじめた。このため、本市では1992年（平成4年）に「東大阪市国際化対策大綱」を策定し、ボーダレス化が進む当時の国際社会の中で東大阪市の文化的特徴を生かし、また世界の異なる文化をどのように受入れるのか、この二つの調整を図るなかで「世界市民のまち東大阪をめざして」今日まで施策の推進に取り組んできた。

しかしながら、「東大阪市在日外国人（主として韓国・朝鮮人）の人権に対する基本指針」策定から20年、「東大阪市国際化対策大綱」策定から10年がそれぞれ経過し、この間の国内・国際的な大きな状況変化をふまえて在住外国人をめぐる今日的な問題なども考慮した方針が必要となった。また、人権尊重のまちづくりの推進を図る新総合計画の策定にともない外国籍住民の人権が尊重され、より充実した多文化共生社会を実現するため、「東大阪市在日外国人（主として韓国・朝鮮人）の人権に対する基本指針見直しに関する会議」並びに「東大阪市外国籍住民施策有識者会議」を設置し、その提言をふまえて、本市における外国籍住民施策を総合的、計画的に推進するために「東大阪市外国籍住民施策基本指針（-ともに暮らせるまちづくりをめざして-）」を策定するものである。

なお今後、社会的状況の変化または施策の進捗状況に応じて、改訂を検討するものである。

## 基本指針策定の趣旨

「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。

人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。」

とした世界人権宣言が国際連合第3回総会（1948年）において採択された。以後、さまざまな国際条約が国連において採択され、日本においても順次批准されてきた。

現状では、日本の法律や制度における国籍条項の撤廃をはじめとする改善がまだ不十分で、日本に居住する外国人に住民としての権利が十分保障されているとは言えない状況にある。また、在住の外国人に対して、異質を排除し同質化を求めようとする意識の存在、或いは言葉や習慣等の相互理解が不十分であるため、偏見や差別もみうけられる。

本市で生活する外国人を地域社会を共に支える外国籍住民と認識し、異なる文化に対する敬意に根ざした相互理解を深め、多様な民族と文化がともに生きるまちづくりを進める必要がある。

## 基本目標

### 内外人平等の原則の尊重

1979年（昭和54年）日本で発効した国際人権規約は、内外人平等を含む「人間平等」の実現を目的とし、国籍、言語や宗教などの違いを理由にした差別をなくし、すべての人々を人間として尊重していこうとするものである。

この趣旨を正しく理解し、差別のない真に人権が尊重され、安心して快適に暮らすことができる制度を構築していく。

### 多民族・多文化共生の実現

本市で生活する外国籍住民は、それぞれの独自の言語、文化、伝統などを持っている。その違いを認めあうとともに、一人の人間として尊重されなければならない。

本市は、すべての住民が異なる民族や文化などをお互いに尊重しあうことにより、多民族・多文化共生の社会をめざし、地域社会における国際化を進める。

## ちいきしゃかい きんかく 地域社会への参画

じゅうみん ちほうじちほうだい じょう しちょうそん じゅうしよ ゆう もの どうがいしちょうそんあよ ほうかつ  
住民とは、地方自治法第10条で「市町村に住所を有する者は、当該市町村及び包括する  
とどうふけん じゅうみん めいき  
都道府県の住民とする」と明記している。

ほんし がいこくせきじゅうみん にほんじん ひと けんり きょうゆう きむ にな おな ちいき す じゅうみん  
本市は、外国籍住民が日本人と等しく権利を享有し義務を担った同じ地域に住む住民とし  
て、ちいき はつてん きよ かんきょう とく ちほうさんせいけん じゅうみん  
地域の発展に寄与できる環境づくりに取り組む。また、これと同時に地方参政権や住民  
きほんだいちょう かいせい せいどめん かいぜん くに ふ はたら こうりよ  
基本台帳の改正など制度面での改善を国・府へ働きかけることを考慮する。

## 現状と課題

外国籍住民の法的地位は、国際人権諸条約の観点から人権尊重という立場で決定されなければならない。

現行の外国人登録制度は、外国人登録証明書の常時携帯及び呈示の義務が依然存在し、早急な法改正による是正が望まれる。本市は、外国籍住民も地域社会の住民であることの認識に立ち、より一層の人権尊重と負担の軽減を図るため、引き続き外国人登録制度の抜本的な改善を国に要望する。

国際人権諸条約上、労働の権利及び職業選択の自由は、基本的人権であって、内外人を問わず差別なく、すべての者に保障されるべき権利であり、就職や採用などにあたっては、人種、国籍などで差別を設けることがあってはならない。また、労働基準法第3条においては「国籍、信条又は社会的身分を理由として」労働条件に差があってはならないと定められている。本市の職員採用においても、1979年（昭和54年）職員採用試験実施要綱から国籍条項を撤廃している。

また、近年増加している外国籍労働者については、公共職業安定所や労働基準監督署との連携協力を行い、相談や救済機関への紹介など人権救済への支援を行う必要があり、外国籍労働者の立場に立った労働の条件や環境の改善などを国・府に働きかける必要がある。

社会保障に対する権利は、生存権的基本権として国際人権諸条約によっても保障されている。したがってこの権利は、国籍に関係なくその社会の構成員ないしは住民となっているすべての個人に適用されるものである。1982年（昭和57年）国民年金法の改正にともない、国籍条項が撤廃されたが、当時35歳以上の者や20歳以上の障害者は除外された。また、1986年（昭和61年）の同改正法施行により永住者には経過措置がとられ受給資格を得られたが、当時60歳以上の高齢者は除外された。このように、障害基礎年金を受けられない障害者や無年金の高齢者が存在する。本市としては、日本人と同様の措置の実施を国に要望していくとともに、年金に代わる本市の給付金制度への助成措置を国や府へ引き続き要望する必要がある。

教育を受ける権利は、国際人権規約社会権規約第13条、児童の権利に関する条約第28条に定められるように基本的人権であり、すべての外国籍の子どもにも保障されなければならない。

市内には、外国籍住民が自主的に設置・運営している民族学校があるが、現行の学校教育法で各種学校の扱いであり、同法でいう「一条校」と比べ教育環境などが不十分であるため、より一層支援の検討が必要である。

本市の小中学校では、韓国・朝鮮籍児童生徒の民族的独自性を高めるため、課外において「母国語学級」を24校(平成15年3月末)に設置しており、今後もその充実に努める必要がある。

帰国・渡日の児童生徒については、支障なく教育を受けることが可能な日本語の習得や、受験(受験)に対する配慮などの進路を保障していくことが必要であるとともに、母国語の保持ができるような取組が必要である。また、大人に対しても日本語習得の機会を提供し、日常生活に支障のないような取組が必要である。

さらに、異なる民族がともに生きる社会の実現のために、外国籍住民の民族的独自性の保持ができるようにし、異なる文化を尊重しあえる多民族・多文化共生の教育が必要である。

一方、市内の大学等には、各国からの留学生が多数在学している。留学生は自国の発展に貢献する人材であるとともに、日本との交流の架け橋になる存在である。また、留学生は地域社会との交流を通じて自国の文化や伝統を伝える身近な存在である。このような留学生が、生活を円滑に送れるような支援も必要である。

外国籍住民も地域社会の構成員であり、平等に権利を享有し、義務を負っている。外国籍住民の意思が反映できるよう、地域活動へ参加しやすい環境づくりを図るとともに積極的な参加を働きかけることも大切である。

選挙権や被選挙権、監査請求などの直接請求の権利は、法令上において外国籍住民は保有していないが、制限がない場合には少数者の意見を市に反映させるために、審議会などの委員に特別枠を設定するなど市政参加を保障するための検討が必要である。

外国籍住民の多くが、基本的人権であり民族の表現である本名の使用ができていない社会

状況は、外国籍住民に対して、同質化を求め、異質を排除しようとする意識や相互理解が不十分であることによる偏見が存在していることを物語っている。

今日、異文化間の相互理解は国際的な潮流であり、「人権教育のための国連10年行動計画」、ならびに国、府、市の行動計画においても外国人の人権は、人権教育の重点課題に挙げられている。また、府の「人権尊重の社会づくり条例」や「人権施策推進基本方針」においても、人種・民族などによる差別の解消がうたわれている。

本市においても、これらの基本理念を踏まえ、人権教育のための国連10年推進本部の組織を中心に全組織が取り組み、児童生徒に対する教育だけでなく、教職員や行政職員に対する人権教育を進める必要がある。さらに、人種差別撤廃条約などの国際人権諸条約が求めているあらゆる差別の撤廃と平等の実現の周知をはかるとともに、あらゆる差別を許さず、さまざまな文化や多様性を認め合い共生する心を養い、「内なる国際化」の推進に努め、すべての人の人権が尊重されるまちづくりを進める。

## 今後の方策

### 1 行政サービスの充実

#### (1) 高齢者福祉

##### 【概況】

本市では、《活力ある心豊かな高齢社会の実現》をめざして、「東大阪市第2次老人保健福祉計画」策定（2000年3月）や「東大阪市介護保険事業計画」策定（2000年3月）に基づき、配食などの福祉サービスや介護サービスを提供している。

外国籍住民も各種サービスを受ける対象者であり、円滑に利用できる便宜を図る必要がある。地域における高齢者の「生きがいの場」として、老人クラブの活動や小地域ネットワーク活動推進事業などにおいて外国籍住民が疎外されることがあってはならない。

また、各種サービスや制度の利用手続は、高齢者が自分で手続を行いやすくし、特に日本語の読み書きに不安のある高齢者について配慮する必要がある。

また制度も、できるだけ利用しやすいような運用や手続の簡素化が必要である。

##### 【今後の方策】

外国籍高齢者の実態把握

外国籍高齢者の生活の安定

外国籍高齢者に配慮したサービスの充実

高齢者施設における多文化交流の実施

地域における外国籍高齢者の生きがいの推進

サービス、制度の利用手続の多言語化と簡素化

外国籍住民の生活習慣に配慮した介護等サービスの提供

外国籍福祉サービス従事者の養成

#### (2) 障害者福祉

##### 【概況】

本市では、障害者基本法に基づき「東大阪市障害者プラン」を策定（1998年3月）し、障害者福祉施策の総合的な展開に取り組んでいる。

今後の障害者支援は、国際障害者年の「完全参加と平等」の理念に基づき、外国籍住民を含むすべての人々を対象に、平等に推進していく必要がある。また、障害者の権利と尊重と差別的な取扱いを禁止する目的に立った法整備を国に要望する。

#### 【今後の方策】

外国籍障害者の実態把握

外国籍障害者の生活の安定

「障害者差別禁止法」の早期制定に向け、国・府への要望

### (3) 児童福祉・保育

#### 【概況】

外国籍住民が日本で子どもを育てる場合、日本社会への適応とともに、民族的独自性を保持できる子育てのための環境が必要である。保育所に入所した際には、保育システムや生活習慣の違い、文化の違いへの配慮が必要である。

また中国帰国者などや新たに渡日した外国籍住民の子どもが、子育て支援センター、保育所などへ通う場合、保護者が日本語を十分に理解できないため、保育士との意思疎通が不十分であったり、保育所などからの通知が行き届かないということがみうけられる。

外国籍住民が日本で安心して子育てできるように、文化的背景などの違いに配慮し、多言語による対応などが必要となる。

#### 【今後の方策】

保育に関する多言語ガイドブックの作成

保護者と保育士などとの意思の疎通を図るための制度の整備

外国籍住民の文化的背景に配慮した対応

### (4) 保健・医療

#### 【概況】

医療保険制度には、国民健康保険制度と被用者保険制度などがあるが、外国籍住民の中には、

これら制度についての認識が不十分であったり、加入していないケースもみられる。また、摘用事業所の中には、外国籍住民を雇用する場合、保険に加入させないケースもみられるため、制度の周知と加入のより一層の促進を図る。

また、言葉の問題で医療従事者との意思疎通が図れないことは、生命に関わる問題であり、対策を早急に講じる必要がある。

すべての外国籍住民自らが健康を管理し、安心して生活できるよう、適切な医療を受けることができる環境の整備がさらに必要である。

外国籍住民向け生活情報冊子「大阪生活必携」(大阪府多言語情報提供推進協議会発行)や「メディカルパスポート」(大阪府発行)などで医療に関する情報提供が行われているが、これらの情報の内容を充実させるとともに、情報が一人ひとりに行きわたるように努める必要がある。

#### 【今後の方策】

医療保険制度の周知

事業所における制度の適正な運用の周知

外国語で対応可能な医療機関の情報提供の充実

医療や健康に関する情報の多言語による提供

医療機関における多言語での対応体制の確立

### (5) 住宅

#### 【概況】

外国籍住民が市営住宅や府営住宅に入居申込ができることを、入居要件や募集の情報も含めて周知する必要がある。

一方、民間賃貸住宅では外国籍住民への入居の制約がみられる。宅地建物取引業者へのより一層の指導等を大阪府に要望するとともに、賃貸住宅所有者に対しても、入居の制約をなくするための啓発を行うことが必要である。

人権尊重の立場から、入居の制約を規制するために「住宅基本条例」を制定する取組も視野にいれ、外国籍住民のための住宅施策の検討が必要である。

#### 【今後の方策】

## 公営住宅募集要項の多言語化の実施と要望

### 入居の制約をなくすための啓発

外国籍住民と賃貸住宅所有者・宅地建物取引業者との意思疎通への支援

「住宅基本条例」制定の府への要望

## (6) 防災・救急

### 【概況】

本市では、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて「東大阪市地域防災計画」を修正策定したが、災害に強いまちづくりを、より一層進めていく必要がある。

防災に関する情報提供として、「東大阪市防災マップ」に緊急時の広域避難地と関係連絡先を4ヶ国語により掲載している。また、同内容は「大阪生活必携」にも転載し、外国籍住民の目にふれる機会の拡大を図っている。

119番通報時や救急搬送時など、英語による対応をはじめとして、多言語での情報の提供と伝達手段の検討が急がれる。また、緊急時は、外国籍住民への情報提供が置き去りにされることも予測されるので、外国籍住民に配慮した災害情報の提供体制を整備する必要がある。

### 【今後の方策】

多様な文化に配慮した災害時の支援

災害時に対応できる多言語相談窓口の整備

防災対策、災害時の心得などの多言語による周知

## (7) 雇用・労働

### 【概況】

労働者は、その国籍に関わらず労働関係法令が制度として適用される。しかし、雇用者の理解不足や外国籍住民労働者への情報提供の不足、本人の立場の弱さなどから日本人と比較して労働の条件や環境が劣っている場合が多い。

また最近、増加傾向にある実習生・研修生についても労働の条件や環境が未整備であるといわれている。

一方、就労に関して何ら制限のない永住者、特別永住者であっても、民族的偏見に基づく「就職差別」が根絶されていないとの指摘もある。

外国籍労働者・研修生等が当面する様々な問題を解決するためには、まず外国籍住民の就労・研修等の状況について実態を把握することが必要である。

#### 【今後の方策】

外国籍労働者や研修生等の実態調査実施の要望

労働や研修に関する相談窓口の設置

外国籍労働者や研修生等への各種情報提供

留学生・就学生への各種情報提供

事業所への啓発

国・府など関係団体との連携確立

### (8) 外国人登録業務

#### 【概況】

外国人登録における指紋押捺制度は全廃されたものの、日本に生活の基盤を持つ外国籍住民に対して、いまま外国人登録証明書の常時携帯および呈示の義務が課せられている。そのため、外国籍住民の人権尊重の立場から継続的に外国人登録法の改善を国へ要望しているところであり、今後とも引き続き要望していく。また、市の所管事務である手続き等に関しては、人権への配慮とサービスの向上に努める。

#### 【今後の方策】

外国人登録法における問題解消について国への要望の継続

外国人登録業務における人権への配慮

外国人登録手続における多言語案内等、利便性の向上

全ての行政サービスセンターでの事務取扱の推進

## (9) 総合相談窓口の設置

### 【概況】

本市に居住する外国籍住民は、その滞在目的、期間、条件などにより抱える問題や悩みが異なる。例えば、留学生・就学生では、限られた収入で生活と勉学を行うことにともない生じる問題がある。また、外国籍労働者には、文化や言葉の違いに起因するトラブルに遭ったり、日本の制度や法律を知らないために不利益を被るケースもみられる。

市内には、市民プラザ(市民自らの活動の場を提供し、地域の特性を生かしたまちづくりを推進するための施設)と行政サービスセンターを併せたりージョンセンターが6地域(平成15年3月末現在)に設置されているが、本庁舎も含めた外国籍住民を対象とした相談窓口は設置していない。現在、種々の悩みや問題の解決に対しては、外国籍住民への支援を行う市外に存在する民間ボランティア組織などに頼っているのが現状である。

NGOやNPOとのネットワークづくりや専門機関との連携を図り、多様な相談に対処できる相談窓口の設置が急務である。

### 【今後の方策】

外国籍住民を支援するNGOやNPOとの連携

外国籍住民相談窓口の常設

外国籍住民ボランティアも活用した多言語相談体制の確立

## (10) 必要な人へ届く情報提供

### 【概況】

本市は、多言語による生活情報ガイドブックを作成し、その内容については市のホームページでも情報提供を行っているが、その存在は全ての外国籍住民に浸透していない。そのため、外国籍住民が様々な情報を入手するのは、家族や知人などからによることが多く、情報の内容が正確に伝わらないことも予想される。

公共性の高い行政情報を外国籍住民に周知することが必要であり、行政情報の広報手段や機会の拡大の推進に努めなければならない。

## 【今後の方策】

情報提供の総合的機関の設置

情報提供における多言語化の推進

様々な機会をとらえた情報提供の推進

身近な場所で情報を得られる環境づくり

外国籍住民間のネットワーク化支援

生活情報誌の適切な提供

### (11) 外国籍住民の実態把握

#### 【概況】

これまで本市では、市政世論調査をはじめとし住民に対する広聴活動も実施してきたが、住民全体に占める外国籍住民の割合から見て、住民全体を対象とした調査では、外国籍住民の実態やニーズを十分に把握することは困難である。

今後、本市が外国籍住民施策を積極的に進めるため、外国籍住民の意識や生活の実情を踏まえ、人権やプライバシーへの配慮を十分に行いながら、ともに生きる地域住民として何が必要かという実態把握を行い必要な措置を効果的に行うことが求められる。

また、日頃から関係各課の職員が外国籍住民の生活実態の把握を通してその人々の抱える問題に対して認識を持ち、施策へ反映させることが必要である。

#### 【今後の方策】

外国籍住民の意識及び生活実態調査の実施

相談業務を通じた実態の把握

外国籍住民による意見表明機会の設置

## 2 教育・文化の充実

### (1) 多民族・多文化共生教育

#### 【概況】

異なる民族が共に生きるためには、他国の文化や伝統を認め尊重し、差別や偏見のない社会の

実現に向けた多民族・多文化共生教育が必要である。そのためには、地域住民が外国籍住民の民族的独自性を認め尊重し交流を積極的に進めることにより、多民族・多文化共生がはじめて実現可能となる。

#### 【今後の方策】

市民への多民族・多文化共生教育の推進

市民との交流機会の充実

外国籍児童生徒の本名使用の指導

外国文化にふれる教材及び「母国語学級」の指導資料の編集・発行

外国籍児童生徒の文化発表機会の充実

民族文化の理解につながる生涯学習の充実

多言語の図書、資料、マルチメディア教材の充実

民族的な子ども会活動の育成・支援

民族文化等の伝承支援

海外諸都市との交流の検討

「在日外国人園児・児童・生徒に関する教育指針(主として在日韓国・朝鮮人園児・児童・生徒)」の見直し

東大阪市在日外国人教育研究協議会への支援充実

教職員を対象とした研修の充実

#### (2) 「母国語学級」の充実

##### 【概況】

本市には、韓国・朝鮮籍児童生徒の民族的独自性を高めるための「母国語学校」が課外授業の一環として現在小中学校81校のうち小学校11校、中学校13校のあわせて24校(平成15年3月末)に設置されている。今後は、帰国・渡日児童生徒も対象として在籍する外国籍児童生徒の多少に関らず、すべての子どもに等しく民族的独自性を高めるための教育を受けることのできる施策の検討が必要である。

#### 【今後の方策】

## 教育内容の充実

### 民族講師の処遇改善

#### 「母国語学級」の充実

### (3) 帰国・渡日の児童生徒及び保護者への支援

#### 【概況】

帰国・渡日の児童生徒が、支障なく教育を受けることが可能な日本語の習得が必要であるととも、高校進学の特例枠の充実が求められる。

子どもと比べ、帰国・渡日の外国籍保護者の中には日本語を十分に習得していないため、学校からの連絡文書を理解できない、教職員との意思疎通が図れないといった問題がみられる。また、日本の教育制度に対する理解が十分でない場合が多く、進路の選択等に当たっての判断を困難にしている。

帰国・渡日の児童生徒が不利益を受けたり、保護者が孤立することがないように支援の検討を図る必要がある。

#### 【今後の方策】

帰国・渡日児童生徒への日本語指導の充実

帰国・渡日生徒の高校入学者選抜枠拡充の府への要望

保護者に対する日本語習得機会の提供

多言語による教育情報の提供

帰国・渡日児童生徒学校生活支援事業の充実

### (4) 民族学校への支援

#### 【概況】

民族学校は各種学校の扱いになっていることから、民族学校出身者は大学受験や転入学拒否をされることがある。また、学校教育法でいう「一条校」に比べ教育助成がわずかであるために、保護者の負担も多く、学校の施設老朽化や教育環境、教職員の待遇など、不十分な状況になっている。本市は、民族学校へ補助を行っているが、今後は保護者への助成も視野に入れ、支援の

より一層の充実を検討することが必要である。

【今後の方策】

民族学校に子どもを通学させる保護者への助成金制度設置の検討

「一条校」に準じた取扱いの国への要望

(5) 留学生への支援

【概況】

市内の高校、短大、大学や大学院に400名(平成14年5月1日現在)近い留学生が在籍する。留学生の中には、寄宿の確保や経済格差など、生活していくうえで困難な点もみうけられる。本市は、他市の状況も考慮し支援の検討を図る。

【今後の方策】

留学生の生活意識調査の実施

大学等との連携

各種支援の検討

3 行政の国際化

(1) 外国籍住民の市政参加

【概況】

本市の人口総数に占める外国籍住民の割合は3.9%であるが、外国籍住民の意見を行政に反映させようとする意識が明確でなく制度は未整備である。多民族・多文化共生社会の実現を進めるにあたり、積極的に外国籍住民の市政参加を促進する必要がある。

【今後の方策】

「(仮称)東大阪市外国籍住民施策検討協議会」の設置

外国籍住民の市政参加を拡大するための研究

審議会等への外国籍住民枠の規定化

## (2) 地域社会の一員として

### 【概況】

地域社会を外国籍住民とともに支えるにあたっては、地域の様々な団体や組織において外国籍住民にも活動への参加をより一層促進し、活動のあり方に対して意思を反映できるような体制の確立が大切である。

### 【今後の方策】

外国籍住民が地域活動へ参加しやすい環境づくり

外国籍住民に対する地域活動参加啓発

## (3) 社会参加の条件整備

### 【概況】

外国籍住民も自治体を構成する「住民」であるという認識が、行政内部だけでなく地域社会、そして外国籍住民自身にも十分に定着しているとはいえない。外国籍住民が「住民」であるという認識を深め、意識を高める努力が必要である。

地方自治法では、地方自治体が住民に関する正確な記録を備えることを義務づけ、これを受けて住民基本台帳法に基づき住民登録をすることになっている。しかし、外国籍住民に関しては法令に基づいて、市町村においては外国人登録原票が行政として備えることのできる唯一の外国籍住民に関する記録となる。

外国籍住民に関する記録は、住民基本台帳と性格が異なる外国人登録の記録であるため、市政目的や行政サービスの提供に使用する場合は、外国籍住民の権利侵害が生じないようにしなければならない。

### 【今後の方策】

外国籍住民を「住民」ととらえる意識啓発

平等な行政サービス提供のための外国籍住民に関する記録の保持

住民基本台帳登載への法改正の要望

#### (4) 外国籍住民施策に関する職員研修

##### 【概況】

市職員は外国籍住民の抱える現状や課題等を認識することにより、外国籍住民の人権と民族的独自性を尊重した施策を推進していく必要がある。

##### 【今後の方策】

「東大阪市外国籍住民施策基本指針」の周知

職員研修の充実

窓口対応用の多言語対応手引きの作成

#### (5) 市職員への採用

##### 【概況】

本市は1979年(昭和54年)に職員採用における国籍条項を撤廃しており、今後とも、外国籍住民が受験機会を十分活用できるよう周知を図る。また、外国籍職員の働きやすい職場環境づくりを進める。

##### 【今後の方策】

職員採用に国籍条項が撤廃されていることの周知の充実

本名を名乗れる職場環境づくり

外国籍職員の活用の検討

### 4 国際化推進の拠点整備

#### (1) 「(仮称)東大阪市国際交流センター」の設置

##### 【概況】

本市には50カ国を超える国籍の人々が居住している。これらの外国籍住民と日本人及び外国籍住民同士が交流して互いの文化を認識し、多民族・多文化共生のまちづくりの推進や情報収集・発信の拠点として、また外国籍住民の人権尊重に基づく施策の展開を図る場としても「(仮称)国際交流センター」の設置が必要である。

また、「(仮称)国際交流センター」は外国籍住民のためだけの施設ではなく、本市で暮らす全ての住民のための国際理解と多文化理解を深める施設でもあり、広く市民に設置の理念等の理解を求めることが必要である。

#### 【今後の方策】

設置の理念等の周知充実

事業実施における NPO等のボランティア団体との協働

(仮称)国際交流センターを中心とした市内公共施設での事業展開

#### 外国籍住民施策推進体制

本「東大阪市外国籍住民施策基本指針」の策定により外国籍住民施策に対する市の姿勢を明らかにするとともに、国際化施策ならびに外国籍住民施策を全庁的な課題として、施策を推進するための体制を確立する。また、推進にあたり地域社会で身近な活動を展開している NPO などのボランティア団体との協働に向け連携の充実を図る。

さんこうしりょう  
【参考資料】

がいこくせきじゅうみんしさくなど かんれん しぎかいけつぎいちらん  
〔外国籍住民施策等に関連する「市議会決議一覧」〕

さいたくなんがっぴ 採択年月日	けつぎけんめい 決議件名
しょうわねんがつにち 昭和42年10月30日	ざいにちちょうせんこうみん きこくきょうてい えんちょう かん ようぼうけつぎ 在日朝鮮公民の帰国協定の延長に関する要望決議
どうじょう 同上	ざいにちちょうせんこうみん みんぞくきょういく かん ようぼうけつぎ 在日朝鮮公民の民族教育に関する要望決議
しょうわねんがつにち 昭和44年3月30日	しゅつにゆうこくかんりほうりつぼうか はんたい かん けつぎ 出入国管理法立法化の反対に関する決議
しょうわねんがつにち 昭和51年6月25日	すみ しやくほう かん ようぼうけつぎ 李東石（イ・ドンシク）さんの速やかな釈放に関する要望決議
しょうわねんがつにち 昭和52年12月23日	こくさいじんけんきやくひじゅんそくしん かん ようぼうけつぎ 国際人権規約批准促進に関する要望決議
しょうわねんがつにち 昭和53年3月29日	ちょうせんはんとう じしゅてきへいわとういつそくしん かん ようぼうけつぎ 朝鮮半島の自主的平和統一促進に関する要望決議
しょうわねんがつにち 昭和58年12月26日	せかいじんけんせんげん しゅうねんぎょうじ ぐたいかなど かん ようぼうけつぎ 世界人権宣言35周年行事の具体化等に関する要望決議
しょうわねんがつにち 昭和60年7月2日	すみ しやくほう もと ようぼうけつぎ 尹正憲（ユン・ジョンホ）さんの速やかな釈放を求める要望決議
どうじょう 同上	がいこくじんとろくほう かいせい かん ようぼうけつぎ 外国人登録法の改正に関する要望決議
しょうわねんがつにち 昭和63年5月30日	ざいにちりゅうがくせいたいさく じゅうじつ かん いけんしよ 在日留学生对策の充実に関する意見書
しょうわねんがつにち 昭和63年10月19日	せんごしよりたいさく そうきじつし もと いけんしよ 戦後処理対策の早期実施を求める意見書
へいせいねんがつにち 平成2年10月15日	ざいにちかんこく ちょうせんじん ほうてきち い じんけんほしよ かん いけんしよ 在日韓国・朝鮮人の法的地位、人権保障に関する意見書
へいせいねんがつにち 平成2年12月20日	じんけんさべつてつぱいじょうやく そうきひじゅん もと いけんしよ 人権差別撤廃条約の早期批准を求める意見書
へいせいねんがつにち 平成3年3月27日	にっちょうこつこうせいじょうか そうきじつげん かん いけんしよ 日朝国交正常化の早期実現に関する意見書
へいせいねんがつにち 平成7年3月24日	ちょうせんがっこう ほうてきちい かいぜん みんぞくきょういく しょうれい しんこう はか 朝鮮学校の法的地位を改善し民族教育の奨励、振興を図る ようぼうけつぎ 要望決議
へいせいねんがつにち 平成7年9月6日	ていじゅうがいこくじん たい ちほうせんきよ さんせいけん じんけんほしよ 定住外国人に対する地方選挙への参政権など、人権保障の かくりつ かん ようぼうけつぎ 確立に関する要望決議

ようごかいせつ  
〔用語解説〕

いちじょうこう  
「一条校」

がっこうきょういっくほう  
学校教育法

だいいちじょう がっこう はんい ほうりつ がっこう しょうがっこう ちゅうがっこう こうとうがっこう だいがく こうとう  
第一条【学校の範囲】この法律で、学校とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等  
せんもんがっこう もうがっこう ろうがっこう ようごがっこうおよ しょうちえん  
専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園とする。

みんぞくがっこう かくしゅがっこう あつが かくしゅがっこう がっこうきょういっくほうだいはちじゅうじょう だいいちじょう かか  
民族学校は各種学校の扱いである。各種学校とは、学校教育法第八十三条「第一条に掲  
げるもの以外のもの、学校教育に類する教育を行うもの（当該教育を行うにつ  
き他の法律に特別の規定があるもの及び第八二条の二に規定する専修学校の教育  
を行うものを除く。）は、これを各種学校とする。」

いちじょうこう あ しりつがっこう かくしゅがっこう こっきん じよせい じちたい きょういっくじよせい  
「一条校」に当たる私立学校と各種学校には、国庫金の助成、自治体による教育助成、  
きふ きん こうじよ しゅうがくえんじよひなど う む また さい だいがくじゅけんしかく  
寄付金控除、就学援助費等に有無又は差異がある。大学受験資格については、  
もんぶかがくしょうれい かいせい じゅけんしかく ねんはるいこう かくだいがく だくじはんだん ゆだ  
文部科学省令が改正され受験資格が 2003年春以降は、各大学の独自判断に委ねられる  
よてい  
予定である。

きこく とにち  
「帰国・渡日」

きこく おも ちゅうごくざんりゅうこじとうあよ どうかんれんしゃ にほん きこく ていじゅう あらわ  
帰国とは、主に中国残留孤児等及び同関連者が日本に帰国し定住することを表す。

とにち ねんいこう らいにち きよじゅう あらわ  
渡日とは、1952年以降に来日し居住することを表す。

たげんご  
「多言語」

ほんし たげんご げんご にほんご えいご かんこく ちょうせんご ちゅうごくご しめ  
本市において多言語とは4言語（日本語、英語、韓国・朝鮮語、中国語）を示す。ただし、  
おおさかせいかつひつかけい げんご にほんご えいご かんこく ちょうせんご ちゅうごくご すべいんご ぼるとがるご  
「大阪生活必携」は6言語（日本語、英語、韓国・朝鮮語、中国語、スペイン語、ポルトガル語）  
ひょうき  
で表記されている。

ないがいじんびやうどう げんそく  
「内外人平等の原則」

こくれん しみてんきおよ せいじてきけんり かん こくさいきやく ねん がつにっぽんこくていけつ だい じょう ほう まえ  
国連の市民的及び政治的権利に関する国際規約（1979年9月日本国締結）第26条（法の前の  
びやうどう りゆう さべつ たい びやうどう ぼご ほしやう  
平等）にいかなる理由による差別に対しても平等の保護を保障するとなっている。なお、  
ほんきやく こくないほうてきこうりよく ゆう  
本規約は国内法的効力を有する。

じんこうとうけい  
**〔人口統計〕**  
 じんこうそうすうおよ がいこくじんとうろくじんこうすい  
 人口総数及び外国人登録人口推移

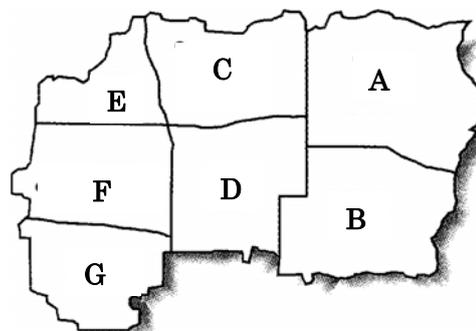
たんい にん  
 (単位：人、%)

ねん年	じんこうそうすう人口総数	がいこくじんとうろくすう外国人登録数	わりあい割合	ねん年	じんこうそうすう人口総数	がいこくじんとうろくすう外国人登録数	わりあい割合
しょうわ昭和42	461,886	17,286	3.74	しょうわ昭和60	526,756	22,730	4.32
43	474,628	17,770	3.74	61	526,618	22,719	4.31
44	488,198	18,509	3.79	62	526,954	22,656	4.30
45	498,232	19,343	3.88	63	526,530	22,753	4.32
46	505,688	20,022	3.96	へいせいげん平成元	524,275	22,544	4.30
47	513,113	20,458	3.99	2	522,013	22,576	4.32
48	519,141	20,769	4.00	3	520,961	22,751	4.37
49	521,905	21,252	4.07	4	520,315	22,795	4.38
50	522,697	21,311	4.08	5	519,178	22,584	4.35
51	523,654	21,571	4.12	6	517,733	22,533	4.35
52	522,172	21,823	4.18	7	519,662	22,035	4.24
53	522,496	22,248	4.26	8	520,583	21,997	4.23
54	521,289	22,517	4.30	9	519,572	21,586	4.15
55	522,331	22,701	4.35	10	518,700	21,310	4.11
56	523,168	22,775	4.35	11	518,548	20,596	3.97
57	523,793	22,852	4.36	12	518,164	20,454	3.95
58	525,201	22,689	4.32	13	517,794	20,170	3.90
59	526,831	22,829	4.33	14	516,780	19,894	3.85

かくねん がつ にちげんざい すうち  
 各年12月31日現在の数値である。

ちいきべつとうろくじんこう へいせい ねん がつ にちげんざい  
 地域別登録人口 (平成14年12月31日現在)

ちいき地域	じゅうみんきほんだいちょう住民基本台帳	がいこくじんとうろく外国人登録
ぜんし全市	496,886	19,894
A	58,693	765
B	71,339	1,061
C	59,644	1,339
D	98,201	2,211
E	32,743	944
F	94,595	4,861
G	81,671	8,713



国籍別外国人登録人口推移

(単位:人)

年	総数	韓国・朝鮮	中国	フィリピン	ベトナム	ブラジル	その他
昭和 42	17,286	16,869	350	2	...	...	65
43	17,770	17,351	354	1	...	...	64
44	18,509	18,066	371	4	...	...	68
45	19,343	18,871	381	-	...	...	91
46	20,022	19,529	366	1	...	...	126
47	20,458	19,928	322	-	...	...	208
48	20,769	20,266	339	1	...	...	163
49	21,252	20,766	363	4	...	...	119
50	21,311	20,847	341	4	...	...	119
51	21,571	21,152	313	...	...	...	106
52	21,823	21,405	320	...	...	...	98
53	22,248	21,808	327	...	...	...	113
54	22,517	22,140	318	...	...	...	59
55	22,701	22,308	329	...	...	...	64
56	22,775	22,378	330	...	...	...	67
57	22,852	22,410	356	...	...	...	86
58	22,689	22,271	323	...	...	...	95
59	22,829	22,388	329	...	...	...	112
60	22,730	22,224	359	...	...	...	147
61	22,719	22,194	374	...	...	...	151
62	22,656	22,087	394	...	...	...	175
63	22,753	22,108	461	49	12	28	95
平成元	22,544	21,821	518	61	17	9	118
2	22,576	21,630	601	75	19	103	148
3	22,751	21,508	668	94	13	225	243
4	22,795	21,373	761	127	9	276	249
5	22,584	21,022	854	122	16	318	252
6	22,533	20,756	1,013	118	15	377	254
7	22,035	20,131	1,129	123	18	364	270
8	21,997	19,585	1,567	132	17	350	346
9	21,586	19,020	1,674	143	10	347	392
10	21,310	18,774	1,634	152	31	314	405
11	20,596	18,164	1,535	152	34	275	436
12	20,454	17,872	1,625	159	72	279	447
13	20,170	17,260	1,853	166	95	326	470
14	19,894	16,795	2,040	181	103	304	471

「-」は該当数値なし、「…」は不詳で「その他」に含まれる。

